

## 第 5 章 地域の概況



## 第5章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、深谷市、熊谷市、嵐山町、寄居町及び小川町(以下、「関係市町」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

### 5.1 社会的状況

#### 5.1.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口

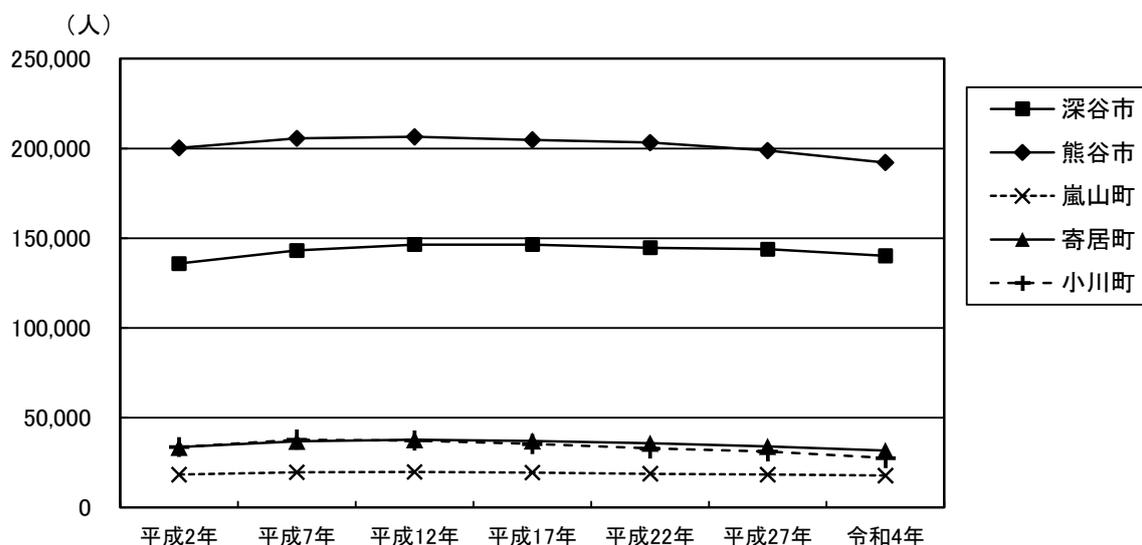
関係市町の人口等の状況は表5.1.1-1に、人口の推移は図5.1.1-1に示すとおりである。

計画地が位置する深谷市の令和4年10月における人口は140,137人であり、平成12年をピークに減少傾向で推移している。関係市町の中で最も人口が多いのは、熊谷市となっている。その他の関係市町についても、平成12年(小川町は平成7年)をピークに減少傾向である。

表 5.1.1-1 人口・世帯数の状況(令和4年10月1日現在)

市町名	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	総数	男	女		
深谷市	140,137	69,504	70,633	57,048	1,012.8
熊谷市	192,112	96,054	96,058	81,559	1,202.1
嵐山町	17,790	8,881	8,909	7,570	594.6
寄居町	31,693	15,698	15,995	13,467	493.3
小川町	27,618	13,782	13,836	11,776	457.6

出典:「埼玉県推計人口(月報データ)」(埼玉県ホームページ)



注) 1. 各年10月1日現在。

2. 平成17年までの深谷市、熊谷市の人口は、合併前の町村を含めている。

出典:「埼玉県統計年鑑(令和2年)」(令和3年3月、埼玉県総務部統計課)

「令和2年国勢調査」(埼玉県ホームページ)

「埼玉県推計人口(月報データ)」(埼玉県ホームページ)

図 5.1.1-1 人口の推移

## (2) 産 業

関係市町の産業別従業者数は、表 5.1.1-2 に示すとおりである。

深谷市では製造業の割合が最も高く、その他の関係市町では熊谷市では卸売業・小売業、嵐山町、寄居町及び小川町では製造業の割合が最も高い。

表 5.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

分 類	深谷市		熊谷市		嵐山町		寄居町		小川町	
	従業者数 (人)	構成比 (%)								
農林、漁業	755	1.4	219	0.3	55	0.6	145	1.1	93	1.0
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	4	0.0	-	-	38	0.3	24	0.3
建設業	3,200	5.8	4,978	6.0	405	4.8	710	5.3	510	5.4
製造業	14,452	26.1	13,912	16.9	3,306	38.9	4,534	34.0	2,283	24.2
電気・ガス・熱供給・ 水道業	142	0.3	201	0.2	3	0.0	34	0.3	5	0.1
情報通信業	103	0.2	731	0.9	19	0.2	3	0.0	8	0.1
運輸業、郵便業	4,166	7.5	5,253	6.4	380	4.5	372	2.8	274	2.9
卸売業、小売業	11,164	20.2	17,724	21.5	1,162	13.7	2,214	16.6	1,748	18.5
金融業、保険業	668	1.2	2,605	3.2	43	0.5	154	1.2	150	1.6
不動産業、物品 賃貸業	891	1.6	1,371	1.7	120	1.4	108	0.8	117	1.2
学術研究、専門・ 技術サービス業	602	1.1	2,118	2.6	80	0.9	195	1.5	128	1.4
宿泊業、飲食サ ービス業	4,777	8.6	7,547	9.1	390	4.6	667	5.0	657	7.0
生活関連サ ービス業、娯楽業	2,059	3.7	3,702	4.5	350	4.1	534	4.0	650	6.9
教育、学習支援 業	1,135	2.1	2,504	3.0	374	4.4	173	1.3	133	1.4
医療、福祉	7,492	13.5	10,725	13.0	1,353	15.9	1,703	12.8	1,534	16.3
複合サービス事 業	434	0.8	545	0.7	38	0.4	181	1.4	182	1.9
サービス業 (他に分類されな いもの)	3,304	6.0	8,411	10.2	416	4.9	1,558	11.7	928	9.8
非農林漁業 (公務を除く)	54,589	98.6	82,331	99.7	8,439	99.4	13,178	98.9	9,331	99.0
全産業 (公務を除く)	55,344	100.0	82,550	100.0	8,494	100.0	13,323	100.0	9,424	100.0

注)平成 28 年 6 月 1 日現在

出典:「平成 28 年経済センサス 活動調査」(平成 30 年 6 月、政府統計の総合窓口(e-Stat))

## 5.1.2 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表 5.1.2-1 に示すとおりである。

深谷市の地目別土地利用面積は畑の割合が最も多く、全体の 43.7%を占めている。次いで、宅地が 30.2%、田が 15.9%となっており、農地の面積が大きい。その他の関係市町については、熊谷市では田、嵐山町、寄居町及び小川町では山林の割合が最も多くなっている。

表 5.1.2-1 地目別土地利用面積(令和 2 年 1 月 1 日現在)

地目 市町名	項目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
		面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
深谷市	面積 (ha)	1,736.7	4,789.7	3,307.6	3.6	388.4	0.6	38.3	688.2
	割合 (%)	15.9	43.7	30.2	0.0	3.5	0.0	0.3	6.3
熊谷市	面積 (ha)	3,740.8	2,532.6	3,638.0	30.6	448.9	-	36.0	3,458.4
	割合 (%)	26.9	18.2	26.2	0.2	3.2	-	0.3	24.9
嵐山町	面積 (ha)	302.6	478.8	432.0	0.2	885.4	-	57.6	249.1
	割合 (%)	12.6	19.9	18.0	0.0	36.8	-	2.4	10.4
寄居町	面積 (ha)	288.9	1,194.8	839.3	11.0	1,566.8	-	161.1	500.4
	割合 (%)	6.3	26.2	18.4	0.2	34.3	-	3.5	11.0
小川町	面積 (ha)	332.6	526.8	598.9	3.5	2,867.9	-	23.5	359.3
	割合 (%)	7.1	11.2	12.7	0.1	60.9	-	0.5	7.6

注) 1. この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

2. 「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

3. 墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

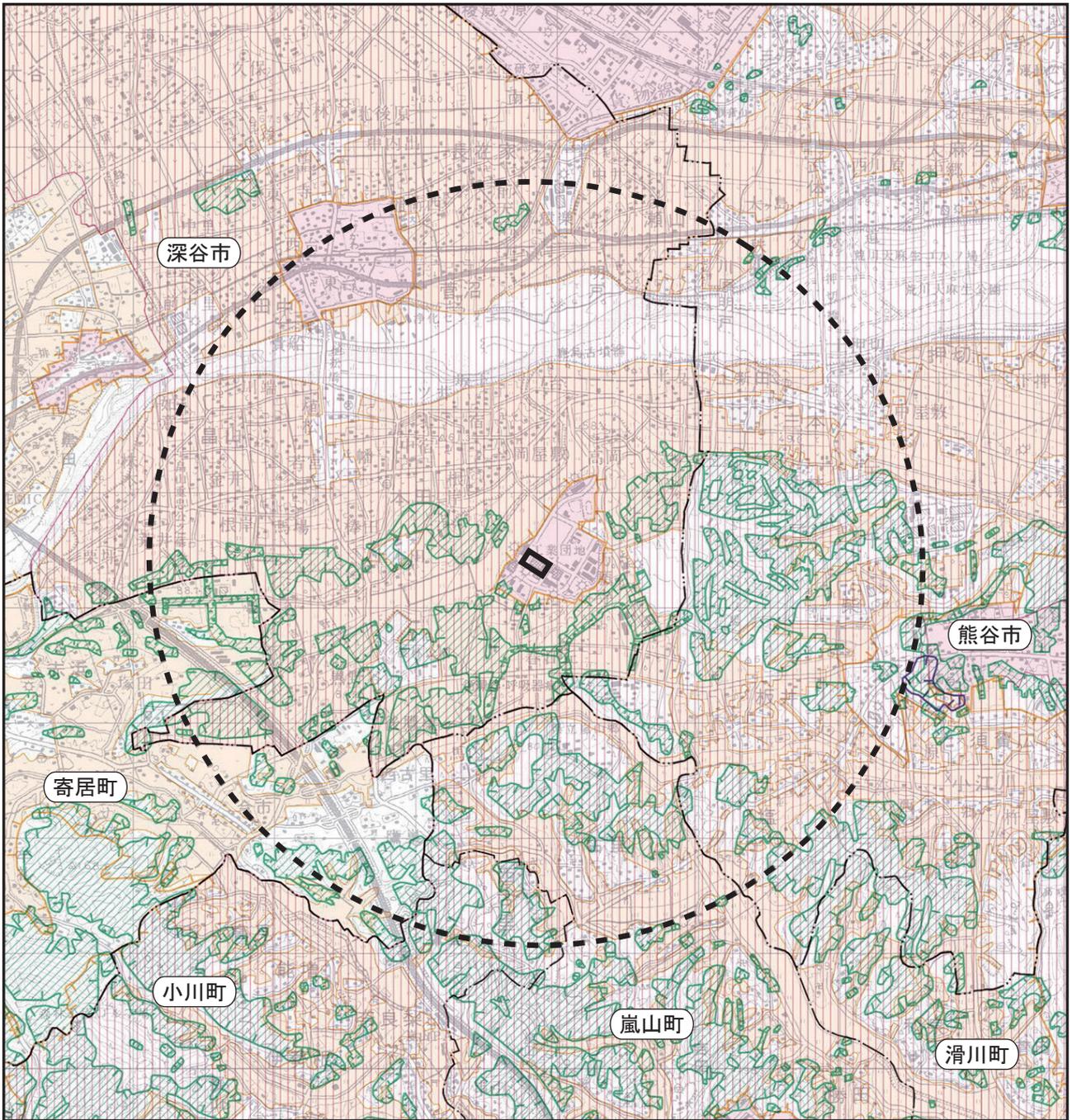
出典:「埼玉県統計年鑑(令和 2 年)」(令和 3 年 3 月、埼玉県総務部統計課)

### (2) 土地利用計画の状況

計画地周辺の土地利用基本計画図は、図 5.1.2-1 に示すとおりである。

計画地は全域が市街化区域に指定されている。一方、計画地周辺は、主に市街化調整区域となっており、農業地域もしくは森林地域に指定されている。

計画地周辺の都市計画図は、図 5.1.2-2 に示すとおりである。計画地は、工業専用地域に位置しており、その周辺は用途地域の指定はない。計画地周辺の住居系の用途地域は、計画地の北西側約 2.7km の武川駅周辺に、第一種住居地域、第一種低層住居専用地域がみられる。



凡例



: 計画地



: 市町界



: 計画地から3km範囲



: 都市地域



: 市街化区域



: 市街化調整区域



: 農業地域



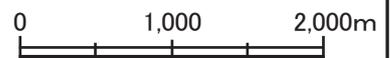
: 農用地区域



: 森林地域



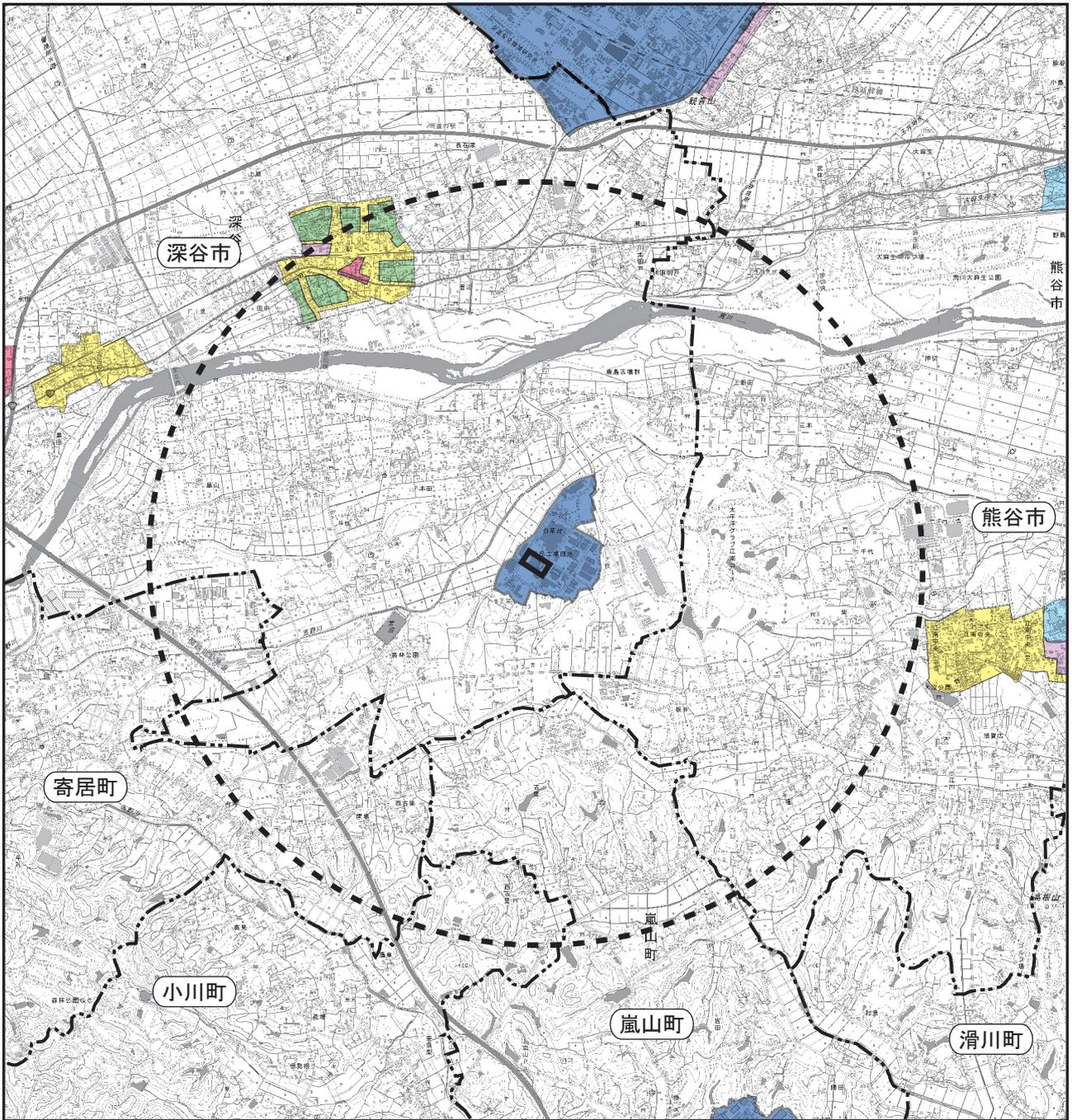
: 地域森林計画対象民有林



1:50,000

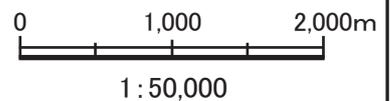
出典:「埼玉県土地利用基本計画図3-2」(平成25年2月、埼玉県)

図5.1.2-1 土地利用基本計画図



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 計画地から3km範囲
- : 第一種低層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 近隣商業地域
- : 準工業地域
- : 工業地域
- : 工業専用地域



出典:「深谷市都市計画図」(令和元年9月、深谷市ホームページ)  
 「熊谷市都市計画図」(令和2年1月一部修正、熊谷市ホームページ)  
 「嵐山町都市計画図」(令和3年3月修正、嵐山町ホームページ)

図5.1.2-2 都市計画図

### 5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川及び湖沼の分布

計画地周辺の河川の分布状況は、図 5.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺の一級河川としては、荒川が計画地の北側を西から東へ、市野川が計画地の南西側を北西から南東へ流れている。計画地は、荒川の支川である吉野川の流域に位置する。

#### (2) 上水道

関係市町における水道の状況は、表 5.1.3-1 に示すとおりである。計画地が位置する深谷市の水道普及率は、99.4%である。

表 5.1.3-1 水道の状況(令和2年度)

市町名	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
深谷市	140,942	141,306	140,143	99.4
熊谷市	193,190	193,259	190,802	98.8
嵐山町	17,922	25,020	17,749	99.0
寄居町	32,087	37,180	31,919	99.5
小川町	28,207	43,200	27,887	98.9

注) 計画給水人口は、上水道及び簡易水道の計画給水人口と、専用水道の確認時給水人口の和である。

出典:「埼玉県の水道 令和3年度版(令和2年度水道統計調査資料)」

(令和4年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課)

#### (3) 農業用水

計画地周辺の農業用水の状況は、図 5.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺は主として水田及び畑地等の農業地域となっており、農業用水は荒川の六堰頭首工から取水して、熊谷市を中心に約 3,820ha の水田や畑地で利用している。荒川左岸には奈良堰用水路、玉井堰用水路、大麻生堰用水路が、荒川右岸には吉見堰用水路が流れている。

#### (4) 内水面漁業

計画地周辺を流れる荒川、市野川等において、漁業権が設定されている。免許番号は共第1号及び共第2号であり、漁業権の内容は表 5.1.3-2 に示すとおりである。

計画地の西側を流れる吉野川は荒川の支川であり、漁業権が設定されている。

表 5.1.3-2 漁業権の内容

河川名	免許番号	漁業権者	魚種
荒川、和田吉野川、和田川、吉野川、新吉野川、吉見堰用水路、奈良堰用水路、玉川堰用水路、大麻生堰用水路、等	共第1号	埼玉中央秩父	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ、なまず
市野川、滑川、粕川、等	共第2号	埼玉南部武蔵、入間	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず

出典:「埼玉の水産」(埼玉県ホームページ)

### (5) 地下水の利用状況

関係市町における地下水採取量の推移は、表 5.1.3-3 に示すとおりである。

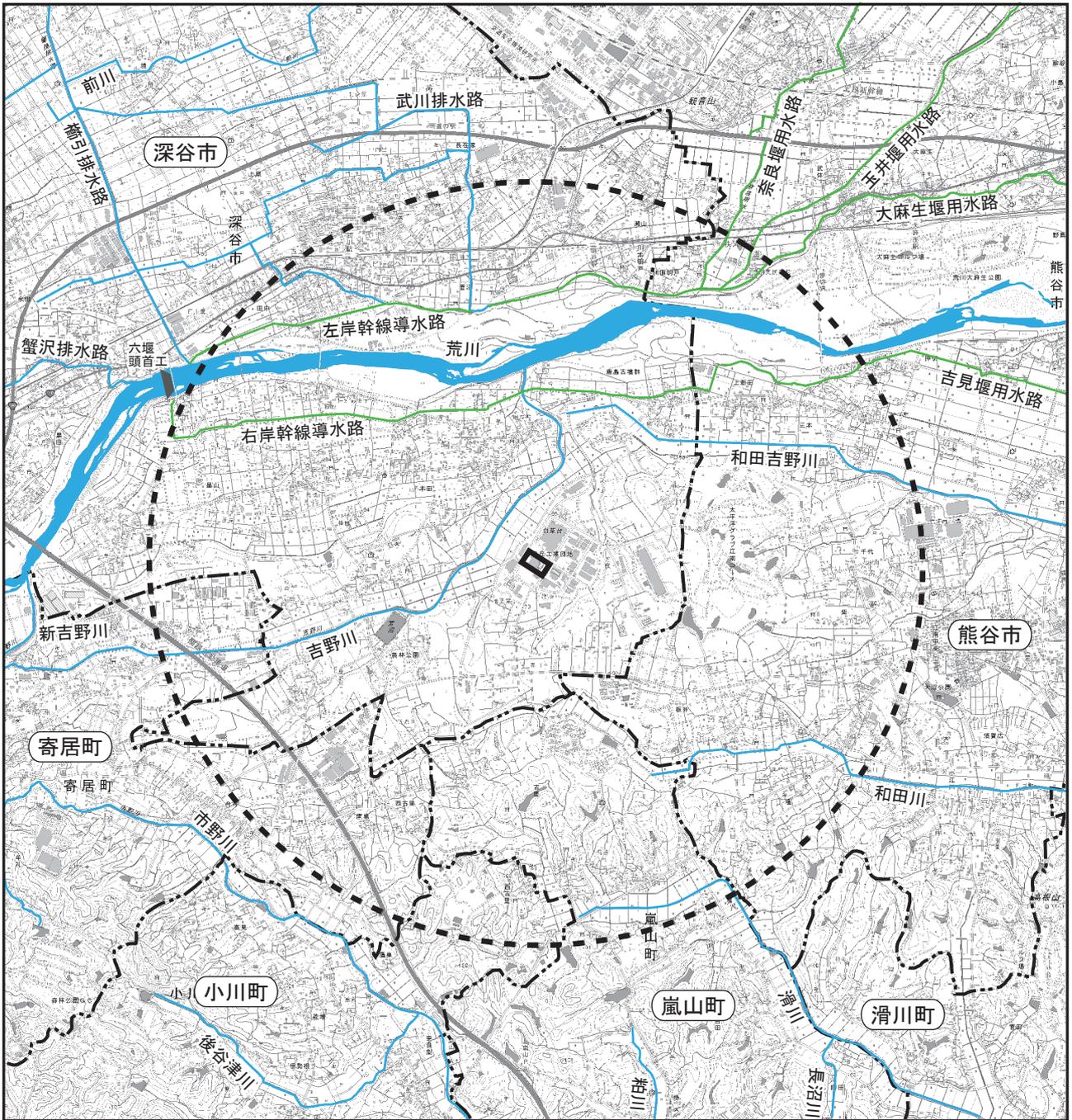
深谷市の地下水採取量は、平成 30 年まで 50,000m<sup>3</sup>/日前後で増減していたが、令和元年に減少に転じ、45,000 m<sup>3</sup>/日前後で推移している。地下水の用途は、寄居町を除く 4 市町は水道用としての利用が最も多く、寄居町では工業用のみに利用している。

表 5.1.3-3 地下水採取量の推移

		単位：m <sup>3</sup> /日				
市町名	用途	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
深谷市	水道用	37,662.5	36,612.8	36,922.2	34,276.4	35,078.2
	建築物用	349.3	462.2	151.7	144.9	309.0
	工業用	11,856.3	14,239.3	14,998.8	10,004.0	9,736.4
	計	49,868.1	51,314.3	52,072.7	44,425.3	45,123.6
熊谷市	水道用	47,567.8	50,063.9	49,239.0	48,299.3	47,393.9
	建築物用	2,007.9	2,718.0	2,767.4	2,678.8	2,643.3
	工業用	20,631.8	17,676.5	24,175.1	23,405.7	23,221.7
	計	70,207.5	70,458.4	76,181.5	74,383.8	73,258.9
嵐山町	水道用	5,571.0	5,706.3	5,682.7	5,445.9	5,248.8
	建築物用	340.0	311.2	306.3	273.9	237.4
	工業用	619.2	506.6	629.9	712.0	653.8
	計	6,530.2	6,524.1	6,618.9	6,431.8	6,140.0
寄居町	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	-	-	-	-	-
	工業用	40.0	41.0	1,130.0	10.0	55.0
	計	40.0	41.0	1,130.0	10.0	55.0
小川町	水道用	4,872.8	4,867.6	4,131.4	3,716.7	3,562.0
	建築物用	-	-	-	-	-
	工業用	363.0	346.0	314.0	403.0	468.0
	計	5,235.8	5,213.6	4,445.4	4,119.7	4,030.0

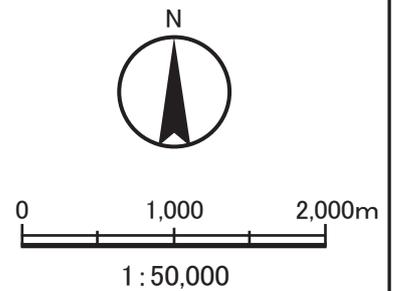
注)  は前年の工業統計値を使用している。

出典：「埼玉県地盤沈下調査報告書(令和 2 年度観測成果)」(令和 4 年 1 月、埼玉県)



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 計画地から3km範囲
- : 河川
- : 農業用水



出典:「熊谷県土整備事務所管内図」(令和3年1月、熊谷県土整備事務所)  
「国土数値情報 河川データ」(国土交通省GISホームページ)

図5.1.3-1 河川の分布状況

## 5.1.4 交通の状況

### (1) 主要交通網

計画地周辺における交通網の状況は、図 5.1.4-1 に示すとおりである。

計画地周辺では、計画地の北側に主要地方道の熊谷寄居線が、南側に県道の小江川本田線が東西に走っており、計画地の西側には主要地方道の深谷嵐山線が、東側には深谷東松山線が南北に走っている。このほか、計画地の南西側に関越自動車道が走っている。

### (2) 道路交通量

計画地周辺の自動車交通量は表 5.1.4-1 に、自動車交通量調査地点は図 5.1.4-1 に示すとおりである。

高速道路（関越自動車道）を除いて交通量が最も多かったのは、計画地北側を走る一般国道 140 号バイパスとなっている。また、計画地に最も近い主要地方道である熊谷寄居線では、昼間 12 時間自動車交通量は合計 5,660～6,680 台、24 時間自動車交通量は合計 7,245～8,617 台となっている。

表 5.1.4-1 自動車交通量（平成 27 年度）

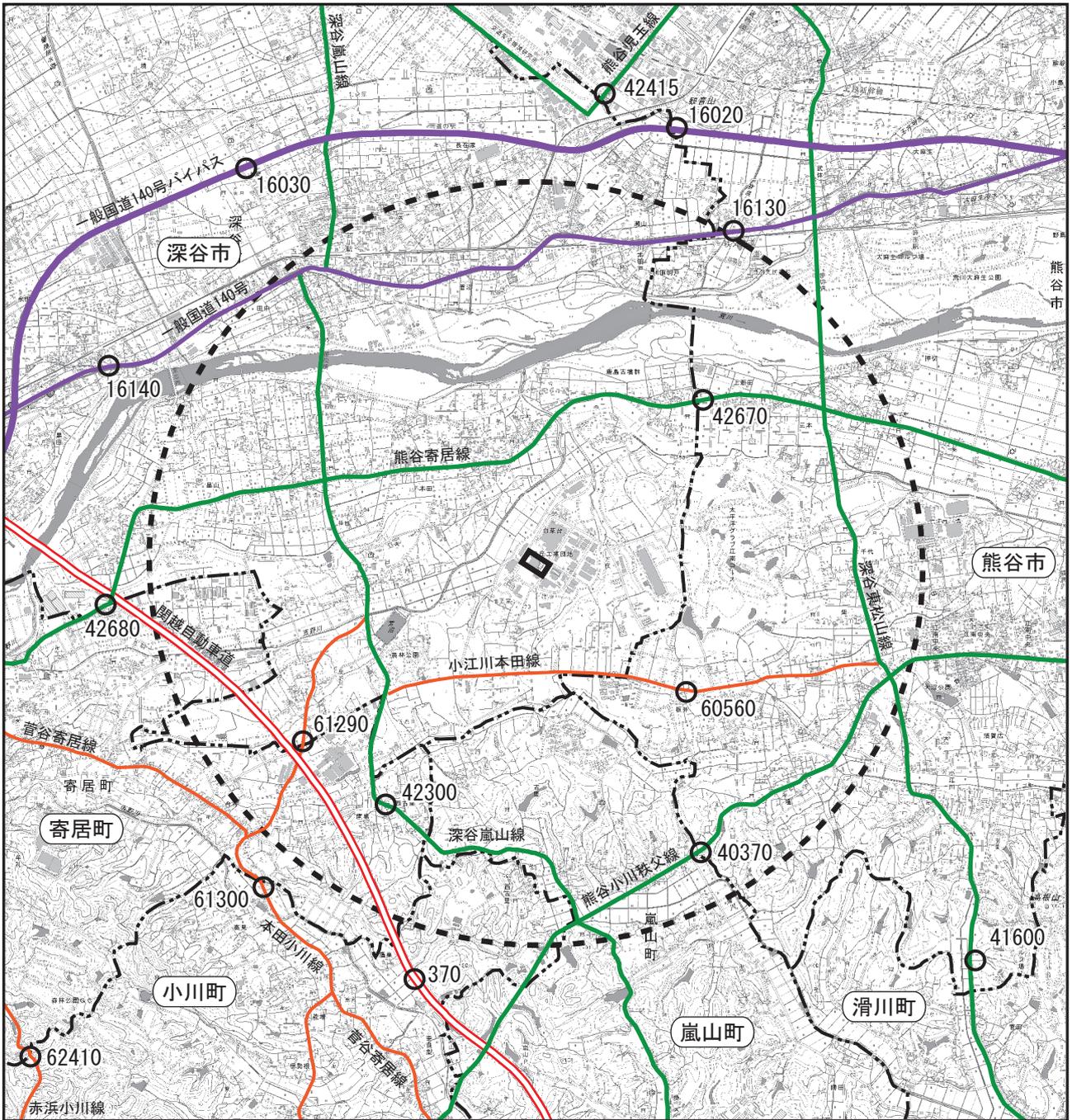
路線名	観測地点番号	観測地点	昼間 12 時間自動車交通量			24 時間自動車交通量		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
関越自動車道	370	熊谷小川秩父線嵐山小川 IC～一般国道 140 号花園 IC	41,053	13,020	54,073	53,209	22,119	75,328
一般国道 140 号 バイパス	16020	深谷市瀬山 191	16,644	3,510	20,154	22,916	5,098	28,014
	16030	深谷市上原 291	15,980	2,955	18,935	20,757	4,134	24,891
一般国道 140 号	16130	熊谷市川原明戸 404	4,261	1,225	5,486	5,623	1,454	7,077
	16140	深谷市永田 306-3	6,660	1,384	8,044	8,780	1,758	10,538
熊谷小川秩父線	40370	熊谷市塩 260-12	5,138	904	6,042	6,636	1,158	7,794
深谷東松山線	41600	熊谷市小江川 228	5,667	1,432	7,099	7,484	1,745	9,229
深谷嵐山線	42300	寄居町鷹巣 343	3,868	928	4,796	4,970	1,121	6,091
熊谷児玉線	42415	熊谷市三ヶ尻 3643	6,109	1,523	7,632	8,127	1,871	9,998
熊谷寄居線	42670	熊谷市上新田 277	5,087	1,593	6,680	6,739	1,878	8,617
	42680	寄居町赤浜 1870-6	4,535	1,125	5,660	5,897	1,348	7,245
小江川本田線	60560	熊谷市板井 477	5,014	725	5,739	6,393	953	7,346
本田小川線	61290	深谷市本田 6052	3,187	487	3,674	4,010	619	4,629
	61300	小川町高見 233	5,823	1,458	7,281	7,684	1,781	9,465
赤浜小川線	62410	小川町原川 681	3,534	334	3,868	4,434	478	4,912

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」  
（平成 29 年 3 月、埼玉県県土整備部道路政策課）

### (3) 鉄道

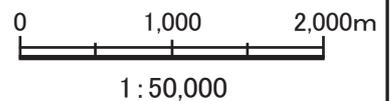
計画地周辺における鉄道網の状況は、図 5.1.4-2 に示すとおりである。

計画地周辺では、計画地の北側を秩父鉄道が走っている。計画地北西側の武川駅からは、貨物線の秩父鉄道三ヶ尻線が北東へ延びている。秩父鉄道のさらに北側に、上越新幹線が通っている。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 計画地から3km範囲
- : 高速自動車国道
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 交通量観測地点



注) 図中の数字は、表5.1.4-1の観測地点番号と対応している。  
 出典: 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」  
 (平成29年3月、埼玉県県土整備部道路政策課)

図5.1.4-1 交通網及び交通量調査地点



凡例



:計画地



:JR



:市町界



:秩父鉄道



:計画地から3km範囲



1:50,000

出典:「秩父鉄道」(秩父鉄道ホームページ)

図5.1.4-2 鉄道網

## 5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

### (1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画地周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 5.1.5-1(1)～(2)及び図 5.1.5-1(1)～(2)に示すとおりである。

計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の西側約1.0kmに「川本南小学校(No.11)」、南東側約1.0kmに「埼玉県立循環器・呼吸器病センター(No.27)」が位置している。

表 5.1.5-1(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

区分	No.	名称	所在地	
保育園	1	川本保育園	深谷市	菅沼 980
	2	川本南保育園		本田 4888
	3	川本のこキッズ保育園		長在家 172
	4	江南保育所	熊谷市	千代 323-1
	5	ゆかり保育園		三本 1557
	6	嵐山しらこぼと保育園	嵐山町	古里 1848
幼稚園	7	川本若竹幼稚園	深谷市	長在家 172
	8	江南幼稚園	熊谷市	千代 323-1
	9	松岩寺幼稚園		押切 2111
小学校	10	川本北小学校	深谷市	長在家 143
	11	川本南小学校		本田 4888
	12	大麻生小学校	熊谷市	大麻生 51
	13	三尻小学校		三ヶ尻 2862-1
	14	江南南小学校		小江川 1881
	15	江南北小学校		三本 359
	16	七郷小学校	嵐山町	吉田 1913
	17	男衾小学校	寄居町	富田 53
中学校	18	川本中学校	深谷市	田中 530
	19	大麻生中学校	熊谷市	大麻生 35-1
	20	江南中学校		江南中央 2-1-1
	21	男衾中学校	寄居町	富田 65
	特別支援学校	22	深谷はばたき特別支援学校	深谷市
23		熊谷特別支援学校	熊谷市	川原明戸 605
専修学校	24	埼玉県立高等看護学院	熊谷市	板井 1696-5
図書館	25	川本図書館	深谷市	菅沼 1146-1
	26	江南図書館	熊谷市	千代 325-1
病院・診療所	27	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市	板井 1696
	28	埼玉江南病院		江南中央 2-7-2
	29	医療法人麻葉会あけとクリニック		川原明戸 569
	30	埼玉県立嵐山郷	嵐山町	大字古里 1848
	31	医療法人昭友会埼玉森林病院	滑川町	大字和泉 704
特別養護老人ホーム	32	清風苑	深谷市	本田 4915-1
	33	むさし愛光園		大谷 241
	34	飛鳥の郷		上原 496
	35	ひびき		長在家 3976
	36	ルーエ	熊谷市	川原明戸字台 471-3
	37	武蔵野ユートピアダイアナクラブ	嵐山町	古里 696-1
	38	らんざん苑		越畑 1371-1

表 5.1.5-1(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

区分	No.	名称	所在地	
有料老人ホーム	39	シルバーハイムナガシマ	深谷市	永田 1447-2
	40	まんさくの里		瀬山 629
	41	リビング閑		長在家 1065-2
	42	はなぞの村		永田 1440
	43	住宅型有料老人ホーム ウェルネステラス深谷		人見 861
介護老人保健 施設	44	ケアパーク江南	熊谷市	江南中央 2-7-8
	45	いづみケアセンター	滑川町	和泉 873

出典:「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育委員会ホームページ)

「保育園」(深谷市ホームページ)

「認定こども園・保育所(園)・地域型保育」(熊谷市ホームページ)

「保育所」(嵐山町ホームページ)

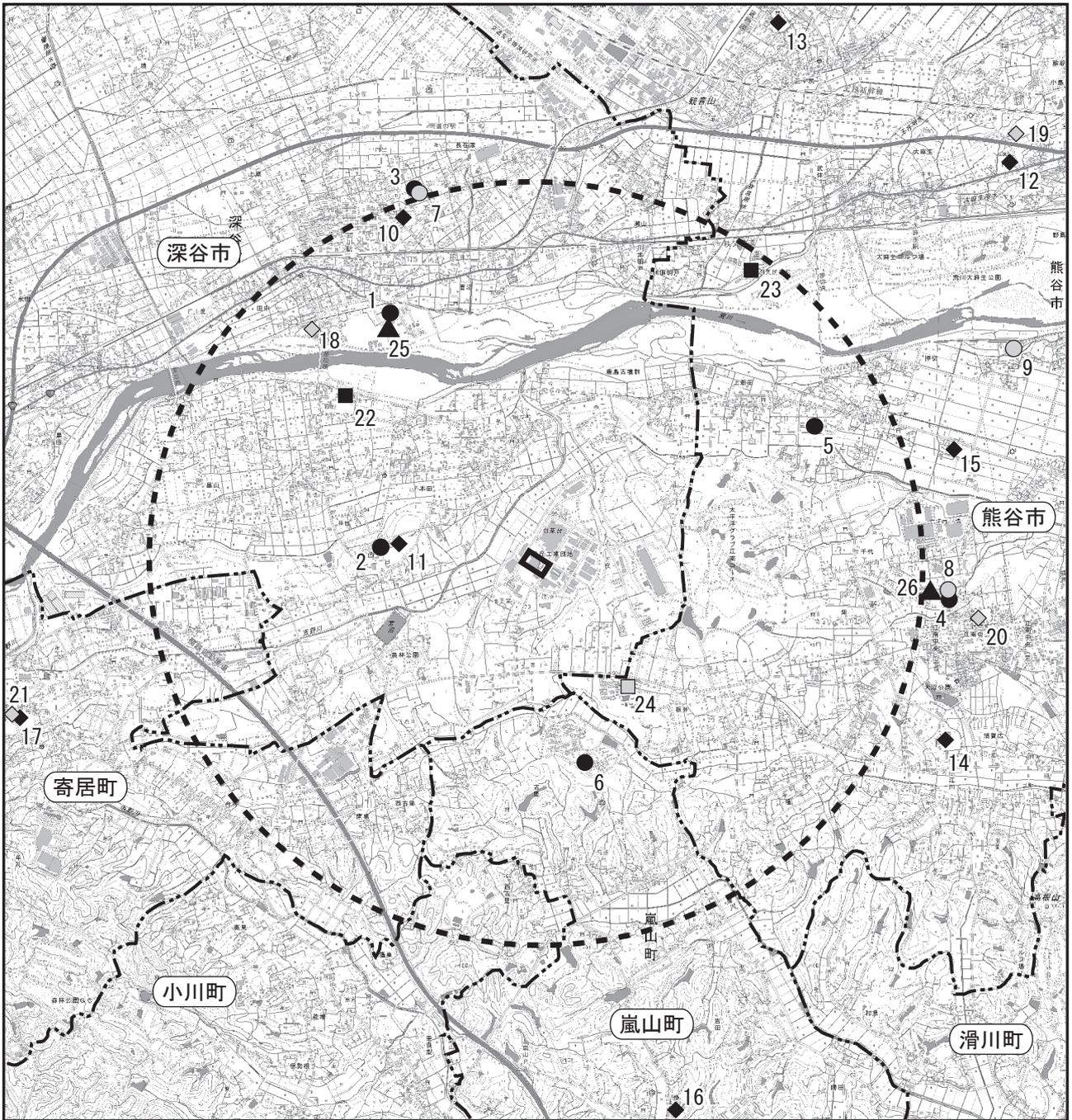
「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県立図書館ホームページ)

「埼玉県医療機能情報提供システム」「病院・救急診療所名簿」(埼玉県ホームページ)

「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)

## (2)住宅の分布状況

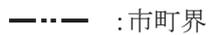
計画地周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 5.1.2-2 に示したとおりである。計画地一帯が工業専用地域となっており、計画地周辺において住宅地はみられない。計画地周辺は、図 5.1.2-1 に示したとおり農業地域または森林地域が占めており、住宅は主に計画地の北側を走る主要地方道熊谷寄居線の沿線に分布している。



凡例



: 計画地



: 市町界



: 計画地から3km範囲

● : 保育園

○ : 幼稚園

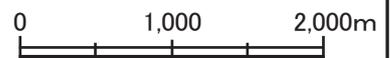
◆ : 小学校

◇ : 中学校

■ : 特別支援学校

□ : 専修学校

▲ : 図書館



1:50,000

出典:「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育委員会ホームページ)

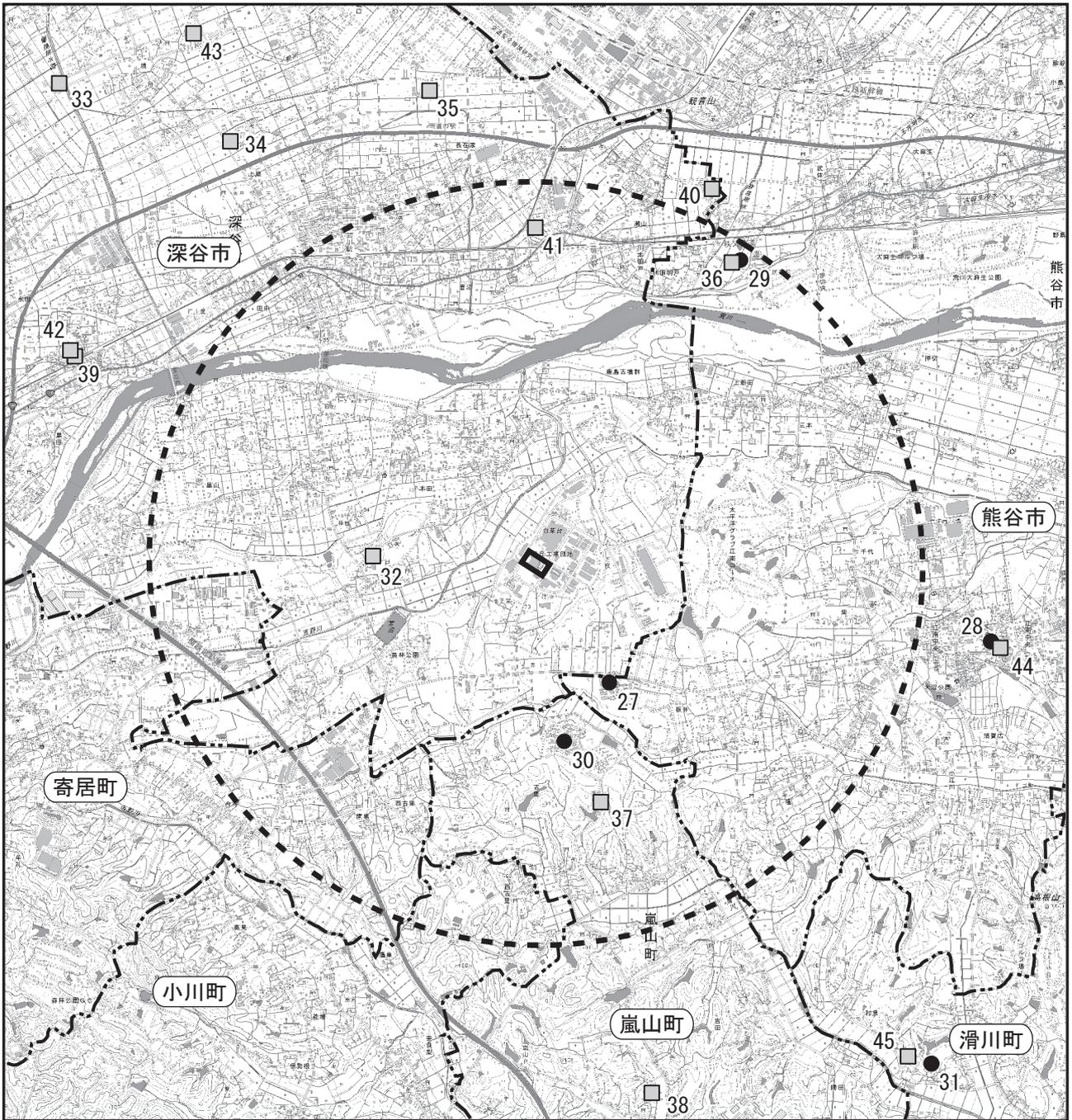
「保育園」(深谷市ホームページ)

「認定こども園・保育所(園)・地域型保育」(熊谷市ホームページ)

「保育所」(嵐山町ホームページ)

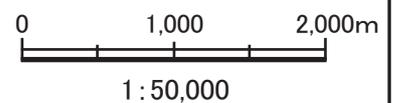
「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県立図書館ホームページ)

図5.1.5-1(1) 環境保全について配慮が特に必要な施設(学校等)



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 計画地から3km範囲
- : 病院・診療所
- : 福祉施設



出典:「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)  
「病院・救急診療所名簿」(埼玉県ホームページ)  
「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)

図5.1.5-1(2) 環境保全について配慮が特に必要な施設(病院、福祉施設)

## 5.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

### (1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 5.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する深谷市の下水道普及率は、58.0%となっている。

表 5.1.6-1 公共下水道整備状況(令和 2 年度末)

市町名	流域名		行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
			A	B	B/A
深谷市	荒川上流	川本・花園処理区	25,055	9,418	37.6
	単独公共	深谷処理区	99,244	68,580	69.1
		岡部処理区	18,257	4,675	25.6
	深谷市全体		142,556	82,673	58.0
熊谷市	荒川左岸北部		170,594	87,096	51.1
	単独公共	妻沼処理区	23,948	4,292	17.9
	熊谷市全体		194,542	91,388	47.0
嵐山町	市野川		17,759	12,028	67.7
寄居町	荒川上流		32,755	8,290	25.3
小川町	市野川		28,886	15,624	54.1

注) 行政人口は、令和 3 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口。

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(令和 2 年度末、埼玉県ホームページ)

### (2) し尿処理

関係市町における水洗化の状況は表 5.1.6-2 に、し尿・浄化槽汚泥の処理量は表 5.1.6-3 に示すとおりである。

計画地が位置する深谷市では、令和 2 年度末の水洗化率は 96.1%となっている。

また、深谷市における令和 2 年度のし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は 37,417kL となっている。

表 5.1.6-2 関係市町の水洗化状況(令和 3 年 3 月 31 日時点)

市町名	総人口(人)	水洗化人口(人)			水洗化率(%)	非水洗化人口(人)			非水洗化率(%)
		公共下水道人口	浄化槽人口	計		計画収集人口	自家処理人口	計	
深谷市	142,966	75,034	62,414	137,448	96.1	5,518	0	5,518	3.9
熊谷市	195,814	85,879	101,803	187,682	95.8	8,132	0	8,132	4.2
嵐山町	17,753	10,804	6,635	17,439	98.2	314	0	314	1.8
寄居町	33,059	7,148	24,250	31,398	95.0	1,661	0	1,661	5.0
小川町	29,227	12,661	12,961	25,622	87.7	3,605	0	3,605	12.3

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和元年度実績～」(令和 4 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 5.1.6-3 関係市町のし尿・浄化槽汚泥処理状況(令和 3 年 3 月 31 日時点)

市町名	収集量(kL)	処理量(kL)			資源化量(kL)
		くみ取りし尿	浄化槽汚泥	合計	
深谷市	37,417	3,155	34,262	37,417	0
熊谷市	79,922	20,028	59,894	79,922	20

嵐山町	5,565	292	5,273	5,565	0
寄居町	16,135	1,826	14,309	16,135	0
小川町	9,128	832	8,296	9,128	0

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和元年度実績～」(令和4年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

### (3)ごみ処理

関係市町におけるごみ処理量は表 5.1.6-4 に、計画地が位置する深谷市のごみ処理量の推移は表 5.1.6-5 に示すとおりである。

深谷市では、搬入量の合計、1人1日あたりの排出量ともに、平成28年度以降は横ばいで推移している。

表 5.1.6-4 関係市町のごみ処理量(令和2年度実績)

市町名	総人口(人) (計画収集人口)	搬入量(t)			合計	1人1日 あたりの 排出量 (g)
		事業系	生活系	集団 回収量		
深谷市	142,966	10,885	44,096	1,446	56,427	1,081
熊谷市	195,814	21,931	56,972	1,718	80,621	1,128
嵐山町	17,753	1,309	4,261	0	5,570	860
寄居町	33,059	1,451	9,451	456	11,358	941
小川町	29,227	1,158	7,547	218	8,923	836

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和2年度実績～」(令和4年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 5.1.6-5 深谷市のごみ処理量の推移

年度	総人口(人) (計画収集人口)	搬入量(t)			合計	1人1日 あたりの 排出量 (g)
		事業系	生活系	集団 回収量		
平成28年度	144,764	11,772	39,659	3,637	55,068	1,042
平成29年度	144,372	13,012	40,210	3,413	56,635	1,075
平成30年度	143,834	13,836	40,799	3,226	57,861	1,102
令和元年度	143,316	12,978	41,306	2,840	57,124	1,089
令和2年度	142,966	10,885	44,096	1,446	56,427	1,081

出典:「一般廃棄物処理事業の概況(平成28～令和2年度実績)」(各年、埼玉県環境部資源循環推進課)

## 5.1.7 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染

#### ① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表5.1.7-1に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表5.1.7-2に示すとおりである。

表 5.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> <短期基準>長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期基準>測定結果の1年平均値について評価を行う。 環境基準達成状況については、上記の長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日、環境庁告示第25号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日、環境庁告示第38号)  
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日、環境庁告示第4号)  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日、環境省告示第33号)

表 5.1.7-2 大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日、環境庁告示第68号)

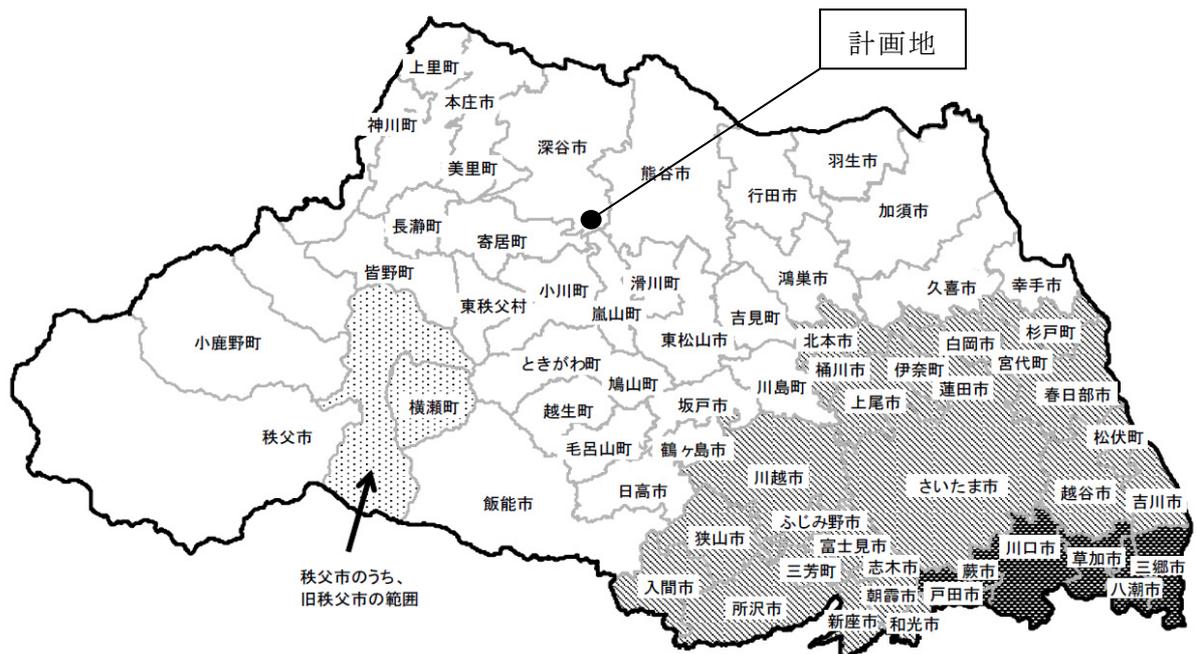
② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図 5.1.7-1 に示すとおりである。計画地は 100 号地域に該当するため、K 値 17.5 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では 27 号地域のみが指定地域であるため、計画地には適用されない。



(平成 30 年 10 月 1 日における行政区画)

K 値

根拠法令 項目 地域	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
	法第 3 条第 2 項 (地域区分)	法第 3 条第 2 項 (一般排出基準)	法第 3 条第 3 項 (特別排出基準) S49.4.1以降設置	条 例 第 5 0 条 新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

図 5.1.7-1 硫黄酸化物に係る K 値規制図

(イ)ばいじん

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は、表 5.1.7-3 及び表 5.1.7-4 に示すとおりである。

表 5.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の 種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出 基準 (g/m <sup>3</sup> N)	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	On の 扱い
廃棄物 焼却炉	新設 H10.7.2 以降に設置	焼却能力 4,000kg/時以上	12	0.04	—	—
		2,000～ 4,000kg/時		0.08	—	—
		2,000kg/時未満		0.15	—	—
	既設 H10.7.1 以前に設置	焼却能力 4,000kg/時以上		0.08	—	—
		2,000～ 4,000kg/時		0.15	—	—
		2,000kg/時未満		0.25	—	—

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和4年10月、埼玉県環境部大気環境課)

表 5.1.7-4 「埼玉県生活環境保護条例」に基づくばいじんの排出基準

指定ばい煙発生施設の種類			ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	備考
廃棄物焼却炉 (焼却能力 30kg/時以上 に限る。)	金属の回収を目的と して金属に付着してい る油、樹脂等を焼却 する施設を含む。	(新設) H11.4.1 以降に設置	0.15	大気汚染防止法対象施 設を除く。
		(既設) H11.4.1 以前に設置	0.25	

注) 標準酸素濃度 (On=12%) による補正を行う。

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和4年10月、埼玉県環境部大気環境課)

(ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び指導基準は、表 5.1.7-5 に示すとおりである。

表 5.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙施設の種類			規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物 焼却炉	連続炉	S59.10.1 以降に 設置	4 以上	12	250	180
			4 未満		250	180
	前項以外		4 以上		250	180
			4 未満		—	180

- 注) 1. 排出基準は、熱源として電気を使用するばい煙発生施設には適用されない。  
 2. 指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設に、左記以外は最大排ガス 5,000 m<sup>3</sup>N/h 以上の施設に適用される。なお、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常施設は除く。  
 3. 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(エ)有害物質

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出される有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乗せ基準は、表 5.1.7-6 及び表 5.1.7-7 に示すとおりである。

表 5.1.7-6 「大気汚染防止法」に基づく有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乗せ基準

ばい煙発生施設の種類		排出基準 (mg/m <sup>3</sup> N)	上乗せ基準 (mg/m <sup>3</sup> N)	備考
廃棄物 焼却炉	焼却能力 200kg/時以上 500kg/時未満	700	500	—
	同上 500kg/時以上	700	200	—

- 注) 標準酸素濃度 (On=12%) による補正を行う。  
 出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 5.1.7-7 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく有害物質(塩化水素)の排出基準

指定ばい煙発生施設の種類			塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	備考
廃棄物焼却炉  (焼却能力 30kg/時以上に 限る。)	金属の回収を目的と して金属に付着してい る油、樹脂等を焼却 する施設を含む。	(新設) H11.4.1 以降に設置	500	大気汚染防止法対象 施設を除く。
		(既設) H11.4.1 以前に設置		

- 注) 標準酸素濃度 (On=12%) による補正を行う。  
 出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ)ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 5.1.7-8 及び表 5.1.7-9 に示すとおりである。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生を含む)を行う場合には、ダイオキシン類濃度を 3ng-TEQ/g 以下に処理しなければならない。

表 5.1.7-8 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出基準

特定施設の種類の		排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		
		新 設	既 設	
廃棄物 焼却炉	焼却能力が、1 時間当たり 50kg 以上又は火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上	焼却能力 4t/h 以上	0.1	1
		焼却能力 2t/h 以上 4t/h 未満	1	5
		焼却能力 2t/h 未満	5	10

- 注) 1. 廃棄物焼却炉(火格子面積 2m<sup>2</sup> 以上又は焼却能力 200kg/h 以上)及び製鋼の用に供する電気炉は、平成 9 年 12 月 1 日までに設置されたもの(設置工事をしているものを含む)、それ以外の施設は平成 12 年 1 月 15 日までに設置されたものが既設となる。
2. 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積又は焼却能力を合計して規模要件の可否を判断する。

出典:「ダイオキシン類に関する規制について」(平成 30 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 5.1.7-9 「埼玉県生活環境保全条例」に基づくダイオキシン類の排出基準

指定ばい煙発生施設の種類と規模		排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	備 考	
廃棄物 焼却炉  (焼却能力 100kg/時以 上の施設に 限る。)	①金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する焼却能力 200kg/時以上の施設	(新設) H14.4.1 以降に設置	ダイオキシン 類対策特別 措置法対象 施設を除く	
	②旧埼玉県公害防止条例対象の反応炉、焼却炉	(既設) H14.3.31 以前に設置		
	③上記以外の施設 (旧埼玉県公害防止条例対象の 小型焼却炉を含む)	(新設) H11.4.1 以降に設置		5
		(既設) H11.3.31 以前に設置		10

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(カ)水 銀

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は、表 5.1.7-10 に示すとおりである。

表 5.1.7-10 「大気汚染防止法」に基づく水銀の排出基準

施設の種類		規制対象規模	標準酸素濃度 (O <sub>n</sub> %)	排出基準 (μg/m <sup>3</sup> N)	
				新規	既存
廃棄物焼却炉	① 廃棄物焼却炉 (専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及び番号4の②に掲げるものを除く。)	火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 焼却能力 200kg/時以上	12	30	50
	② 廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	全て		50	100

注) 1. 既存とは、施行日(平成30年4月1日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

2. 「施設の種類②」について、埼玉県生活環境保全条例との対応は、火格子がある施設にあつては火格子面積が2m<sup>2</sup>未満であり、かつ、焼却能力が1時間当たり200kg未満であり、火格子がない施設にあつては焼却能力が1時間当たり200kg未満であること。ただし、金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設にあつては、火格子面積が2m<sup>2</sup>以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上である施設を含む。

出典: 「大気汚染防止法に基づく水銀排出施設に係る規制」(令和3年4月、埼玉県環境部大気環境課)  
「埼玉県生活環境保全条例 別表第二」(平成13年7月17日条例第57号)

## イ. 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月法律第70号)に基づき、埼玉県では61市町村が対策地域に指定されており、深谷市についても対策地域に指定されている。対策地域は、図 5.1.7-2 に示すとおりである。

「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法」により、対策地域内において表 5.1.7-11 に示す排出基準を満たさない車両については、新車の登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新することができない。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、県の粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は県内全域で運行が禁止されている(県外から流入するディーゼル車も対象)。埼玉県の粒子状物質排出基準は、表 5.1.7-12 に示すとおりである。



注) 対策地域は、平成14年10月現在の行政区域に基づき定められている。  
 出典:「《参考》自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の車種規制の概要」(埼玉県ホームページ)

図 5.1.7-2 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域

表 5.1.7-11 「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法」に基づく排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル乗用車		NO <sub>x</sub> :0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車、 ガソリン車、LPG 車)	車量総重量区分	1.7t 以下	NO <sub>x</sub> :0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	NO <sub>x</sub> :0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM :0.06g/km
		2.5t 超 3.5t 以下	NO <sub>x</sub> :5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM :0.175g/kWh
		3.5t 超	NO <sub>x</sub> :5.9g/kWh(平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM :0.49g/kWh(平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

出典:「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の改正について」(平成19年12月、環境省)

表 5.1.7-12 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル車の貨物・乗合(バス)・ 特種自動車(ディーゼル乗用車、乗 用車をベースに改造した特種自動 車は対象外)	車量総重量区分	1.7t 以下	0.052g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	0.06g/km
		2.5t 超	0.18g/kWh

注) 初度登録の日から7年間は、規制を適用しない。  
 出典:「埼玉県生活環境保全条例による自動車対策の概要」(令和元年8月、埼玉県大気環境課)

## (2) 水 質

### ① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表5.1.7-13に、河川における「生活環境の保全に関する環境基準」は表5.1.7-14(1)～(2)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)は表5.1.7-15に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は、表5.1.7-16に示すとおりである。

表 5.1.7-13 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 5.1.7-14(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 5.1.7-14(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 5.1.7-15 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)

表 5.1.7-16 水質の汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値	
	水質 (水底の底質を除く。)	水底の底質
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下

注) 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

## ② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき、特定施設を設置している工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される水(雨水や冷却水を含む。)には排水基準が適用される。さらに、公共用水域の水質汚濁の防止を推進するため、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」により、一部の項目について水質汚濁防止法で定められた基準より厳しい排水基準を定めている。

また、「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じた上乘せ基準が設定され、県内全域の公共用水域について適用されている。規制基準が適用されるのは、以下の作業・工場・事業場からの排水である。また、排水基準が定められている項目は、水質汚濁防止法と同様である。

- ・指定土木建設作業
- ・特定施設又は指定排水施設を設置していない工場・事業場(指定外工場等)であって、日平均排水量が 10m<sup>3</sup> 以上のもの

このほか、東京湾へ流入する汚濁負荷量の削減を進めるため、「水質汚濁防止法」に基づき、指定地域に所在する日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場(水質汚濁防止法の特定施設を設置している工場・事業場)について、排水の汚濁負荷量総量規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく一般排水基準は表 5.1.7-17(1)~(2)に、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」に基づく基準は表 5.1.7-18 に、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定土木建設作業に適用するその他の排水の汚染状態に係る規制基準は表 5.1.7-19 に示すとおりである。また、工場・事業場排水の総量規制の指定地域は、図 5.1.7-3 に示すとおりである。

表 5.1.7-17(1) 「水質汚濁防止法」に基づく一般排水基準(有害物質)

項目		基準値
カドミウム及びその化合物		0.03mg Cd/L
シアン化合物		1mg CN/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg Pb/L
六価クロム化合物		0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	10mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	8mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸 性窒素及び硝酸性窒素の合計量:	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)

表 5.1.7-17(2) 「水質汚濁防止法」に基づく一般排水基準(その他の項目)

項目	基準値
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの: 5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)

表 5.1.7-18 「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」に基づく排水基準

項目	基準値
生物化学的酸素要求量(BOD)	25mg/L(日間平均 20mg/L)
浮遊物質(SS)	60mg/L(日間平均 50mg/L)
フェノール類含有量	1mg/L

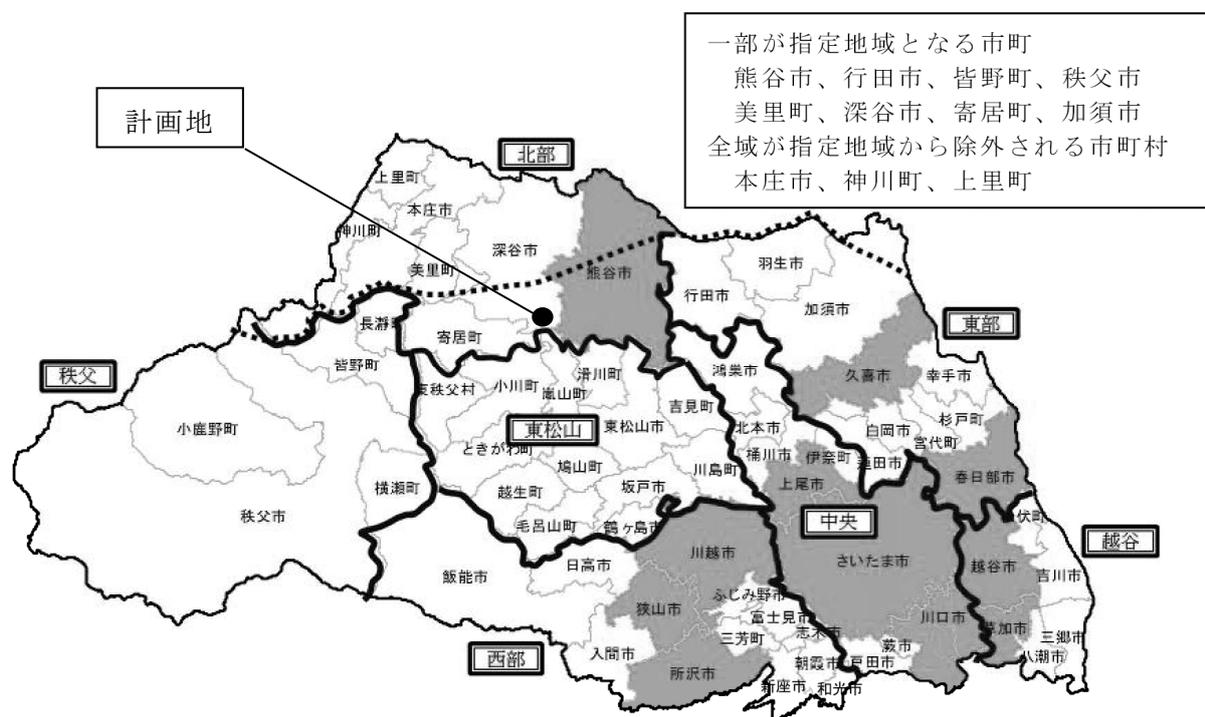
注) 上記は、特定施設のうち「豚房、牛房、馬房」「と畜業・死亡獣畜取扱業」「指定地域特定施設 し尿浄化槽(処理対象人員が 201~500 人で指定地域内に設置されるもの)」「し尿処理施設(処理対象人員 500 人以下のし尿浄化槽を除く)」「下水道終末処理施設」を除く指定排水施設に適用される基準値である。

出典:「工場・事業場等排水の水質規制(水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制)」(令和 3 年 9 月、埼玉県環境部)

表 5.1.7-19 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定土木建設作業に適用するその他の  
 排水水の汚染状態に係る規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	5.8 以上 8.6 以下
浮遊物質(SS)	180mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表の下欄に掲げる許容限度は、公共用水域に排出される場所におけるその排水水に係るものである。	

出典:「埼玉県生活環境保全条例施行規則」(平成 13 年 12 月 4 日規則第 100 号)



注) 1. 指定地域は、.....以南

2. 網がけの市は政令市及び特例条例市

出典:「工場・事業場排水の総量規制(水質汚濁防止法・総量規制)」(令和 3 年 1 月現在、埼玉県)

図 5.1.7-3 総量規制の指定地域

### (3) 騒音

#### ① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)は、表 5.1.7-20 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ環境基準が定められている。計画地は工業専用地域に位置しており、環境基準は適用されない。また、計画地周辺は用途地域の定めのない地域であり、B 地域の基準が適用される。

表 5.1.7-20 騒音に係る環境基準

単位: dB

地域の類型／地域の区分			時間の区分	
			昼間 (午前 6 時から 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から 午前 6 時)
一般地域	A 地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55	45
	B 地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60	55
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		65	60
	C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)			70	65

注) 1. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2 車線以下の車線を有する道路 15m
- ・2 車線を超える車線を有する道路 20m

3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)」について、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下)によることができる。

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準」(埼玉県ホームページ)

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

深谷市における「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表 5.1.7-21 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域に位置しており、2号区域の基準が適用される。

表 5.1.7-21 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁止 時間	最大作業 時間	最大作 業日数	作業 禁止日
区域の区分							
1号 区域	第1種・第2種低層住居専 用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区 域 都市計画区域外(一部地 域) 上記以外の区域で、学 校、保育所、病院、有床 診療所、図書館、特別養 護老人ホーム、幼保連携 型認定こども園の周囲お おむね 80m 以内の区域	1 くい打機(もんけんを除く。)、く い抜機又はくい打くい抜き機 (圧入式を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガ ーと併用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(作業 地点が連続的に移動する作業 にあつては、1日における当該 作業に係る2地点間の最大距 離が 50m を超えない作業に限 る。) 4 空気圧縮機(電動機以外の原 動機を用いるもの、その原動機 の出力が 15kW 以上のものに 限る。)を使用する作業(さく岩機 の動力として使用する作業を除 く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混 練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに 限る。)又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以 上のものに限る。)を設けて行 う作業(モルタルを製造するた めにコンクリートプラントを 設けて行う作業を除く。)	85	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜・ 休日
	2号 区域	工業地域 工業専用地域					

注) 1. 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2. 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典: 「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

## イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

深谷市における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 5.1.7-22 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は工業専用地域に位置しており、自動車騒音の要請限度は適用されない。また、計画地周辺は用途地域の定めのない地域であり、計画地周辺の道路については b 区域の基準が適用される。

表 5.1.7-22 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 午前 6 時まで)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注) 1. ( )内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2. a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

出典：「令和3年版埼玉県環境白書」(令和3年12月、埼玉県)

### ウ. 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

深谷市における「騒音規制法」及び「埼玉県生活保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 5.1.7-23 に示すとおりである。

計画地が位置する深谷市は、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は工業専用地域に位置しており、第 4 種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-23 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場に係る騒音の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分		
		昼 間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から 午前 8 時まで及び 午後 7 時から 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から 翌朝の午前 6 時まで)
第 1 種区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域	50	45	45
第 2 種区域	第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域 都市計画区域外(一部地域)	55	50	45
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域(一部地域)	70	65	60

- 注) 1. 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。  
 2. 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。  
 3. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、表に掲げる数値から 5dB 減じた値である。

出典：「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

(4) 振 動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

深谷市における「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は、表 5.1.7-24 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域に位置しており、基準は適用されない。

表 5.1.7-24 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁 止時間	最大作業 時間	最大作 業日数	作業 禁止日
区域の区分							
1 号 区域	第1種・第2種低層住居専 用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区 域 都市計画区域外(一部地 域) 上記以外の区域で、学 校、保育所、病院、有床 診療所、図書館、特別養 護老人ホーム、幼保連携 型認定こども園の周囲お おむね 80m 以内の区域	1 くい打機(もんけんを除く。)、く い抜機又はくい打くい抜き機 (圧入式を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと 併用する作業を除く。) 2 鋼球を使用して建築物その他 の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動す る作業にあつては、1 日における 当該作業に係る 2 地点間の最大 距離が 50m を超えない作業 に限る。) 4 ブレーカーを使用する作業(作 業地点が連続的に移動する作 業にあつては、1 日における当 該作業に係る 2 地点間の最大 距離が 50m を超えない作業に 限る。)	75	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜・ 休日
	2 号 区域	工業地域		午後10時 ～ 午前6時			

注) 1. 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

## イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

深谷市における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1.7-25 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は工業専用地域に位置しており、道路交通振動の要請限度は適用されない。また、計画地周辺は用途地域の定めのない地域であり、計画地周辺の道路については第 1 種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-25 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 午前 8 時まで)
第 1 種区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	65	60
	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域		
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)

「振動規制法第十六条第一項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間」(昭和 52 年 10 月 14 日埼玉県告示第 1345 号)

ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場に係る振動の規制基準

深谷市における「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 5.1.7-26 に示すとおりである。

計画地が位置する深谷市は、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は工業専用地域に位置しており、規制基準は適用されない。

表 5.1.7-26 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場等に係る振動の規制基準

単位: dB

区域区分		時間区分	
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 午前8時まで)
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域	60	55
	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域 都市計画区域外(一部地域)		
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

注) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から5dB減じた値である。

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

(5) 土壌汚染

① 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 5.1.7-27 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1.7-28 に示すとおりである。

表 5.1.7-27 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典:「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)

表 5.1.7-28 土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
<p>1. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。</p>	

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日、環境庁告示第68号)

② 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく土壌の汚染状態の基準は、表5.1.7-29に示すとおりである。「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌の汚染状態の基準も、法と同様の基準である。

表 5.1.7-29 「土壌汚染対策法」に基づく土壌の汚染状態の基準

分類	特定有害物質の種類	土壌含有量基準 (mg/kg)	土壌溶出量基準 (mg/L)	
特定有害物質	第一種特定有害物質	クロロエチレン	—	0.002 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下
		ジクロロメタン	—	0.02 以下
		テトラクロロエチレン	—	0.01 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下
		第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	45 以下
	六価クロム化合物		250 以下	0.05 以下
	シアン化合物		50 以下(遊離シアン)	検出されないこと
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		15 以下	0.0005 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物		150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物		150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物		150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物		4,000 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物		4,000 以下	1 以下
	第三種特定有害物質	シマジン	—	0.003 以下
		チオベンカルブ	—	0.02 以下
		チウラム	—	0.006 以下
		ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと
		有機りん化合物	—	検出されないこと

注) 土壌含有量基準: 有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準

土壌溶出量基準: 有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクに係る基準

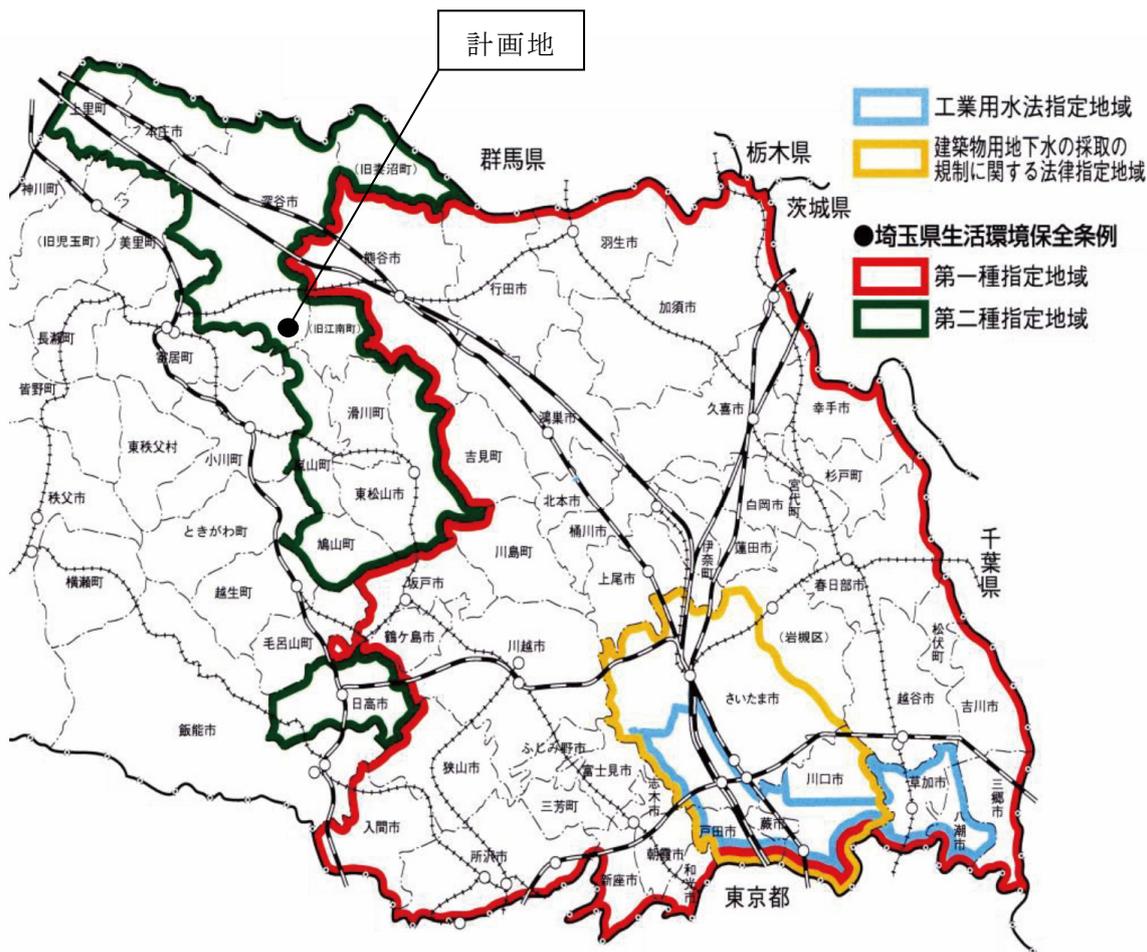
出典: 「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)

(6) 地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

深谷市は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。深谷市は、図 5.1.7-4 に示すとおり第二種指定地域に指定されている。



出典:「地下水採取の規制」(平成 31 年 2 月、埼玉県環境部)

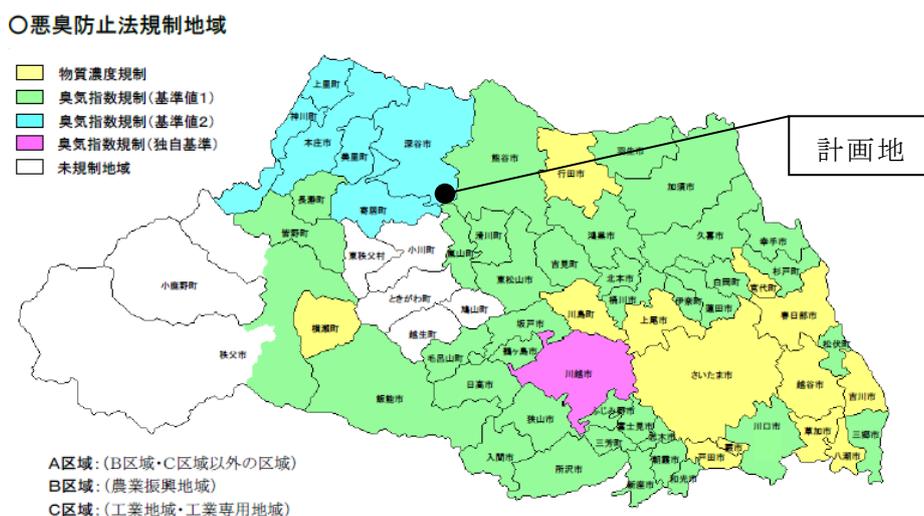
図 5.1.7-4 地下水採取規制地域

(7) 悪臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく規制地域は、図5.1.7-5に示すとおりである。計画地が位置する深谷市は、臭気指数規制(基準値2)の規制地域になっている。なお、区域区分が工業専用地域である計画地は、C区域に該当する。「悪臭防止法」に基づく規制基準は表5.1.7-30に、煙突等排出口における規制基準は表5.1.7-31に、排出水中の規制基準は表5.1.7-32に示すとおりである。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域は図5.1.7-6に示すとおりである。深谷市をはじめとした関係市町は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域に該当しない。



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 5.1.7-5 悪臭防止法規制地域



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 5.1.7-6 埼玉県生活環境保全条例規制地域

表 5.1.7-30 「悪臭防止法」に基づく規制基準(敷地境界線)

区域区分		敷地境界(ppm)	
		基準値 1	基準値 2
A 区域	(B、C 区域を除く区域)	臭気指数 15	臭気指数 15
B 区域	(農業振興地域)	臭気指数 18	臭気指数 21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	臭気指数 18	臭気指数 18

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)

表 5.1.7-31(1) 「悪臭防止法」に基づく煙突等の排出口における規制基準  
(排出口の実高さが 15m 以上の場合)

<p>次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。</p> $qt = (60 \times 10A) / F_{max}$ $A = (L) / (10) - 0.2255$ <p>これらの式において、qt、Fmax 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>qt: 排出ガスの臭気排出強度(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した m<sup>3</sup>/分)</p> <p>Fmax: 別表第三に定める式により算出される F(x) (温度零度、圧力 1 気圧の状態における臭気排出強度 1m<sup>3</sup>/秒に対する排出口からの風下距離 x(単位m)における地上での臭気濃度)の最大値(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した秒/m<sup>3</sup>)。ただし、F(x)の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した m<sup>3</sup>/秒)で除した値を超えるときは、1 を排出ガスの流量で除した値とする。</p> <p>L: 法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値</p>						
<p>別表第三</p> $F(x) = (1) / (3.14 \sigma_y \sigma_z) \exp(- (He(x))^2) / (2 \sigma_z^2)$						
<p>備考</p> <p>この式において、x、σ<sub>y</sub>、σ<sub>z</sub> 及び He(x) は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>X : 排出口からの風下距離(単位 m)</p> <p>σ<sub>y</sub>: 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅(単位 m)</p> <p>σ<sub>z</sub>: 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅(単位 m)</p> <p>He(x): 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(単位 m)。ただし、次式における Hi と ΔHd の和が周辺最大建物の高さの 0.5 倍未満となる場合、0m。</p> $He(x) = Hi + \Delta H + \Delta Hd$ <p>この式において、Hi、ΔH 及び ΔHd は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>Hi: 第二項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位 m)。</p> <p>ΔH: 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ(単位 m)</p> <p>ΔHd: 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ(単位 m)</p> <table border="1"> <tr> <td>Hiが Hb 未満の場合</td> <td>-1.5Hb</td> </tr> <tr> <td>Hiが Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合</td> <td>Hi-2.5Hb</td> </tr> <tr> <td>Hiが Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>この表において、Hiは第二項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位 m)を、Hb は周辺最大建物の高さ(単位 m)を表すものとする。</p>	Hiが Hb 未満の場合	-1.5Hb	Hiが Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	Hi-2.5Hb	Hiが Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	0
Hiが Hb 未満の場合	-1.5Hb					
Hiが Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	Hi-2.5Hb					
Hiが Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	0					

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)

表 5.1.7-31(2) 「悪臭防止法」に基づく煙突等の排出口における規制基準  
(排出口の実高さが 15m 未満の場合)

次の式により排出ガスの臭気指数を算出する。

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10B$$

$$B = (L) / (10)$$

(これらの式において I、K、H<sub>b</sub> 及び L は、それぞれ次の値を表すものとする。

I: 排出ガスの臭気指数

K: 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が 0.6m 未満の場合	0.69
排出口の口径が 0.6m 以上 0.9m 未満の場合	0.20
排出口の口径が 0.9m 以上の場合	0.10

H<sub>b</sub>: 周辺最大建物の高さ(単位 m)。ただし、算出される値が 10 未満である場合又は 10 以上であって排出口の実高さ(単位 m)の値の 1.5 倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ(単位 m)とする。

10 未満	6.7m 以上	10m
	6.7m 未満	排出口の実高さの 1.5 倍
10 以上であって排出口の実高さ(単位 m)の値の 1.5 倍以上		排出口の実高さの 1.5 倍

L: 法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)

表 5.1.7-32 「悪臭防止法」に基づく排水における臭気指数に係る規制基準

次の式により排水の臭気指数を算出する。

$$I_w = L + 16$$

この式において、I<sub>w</sub> 及び L は、それぞれ次の値を表すものとする。

I<sub>w</sub>: 排水の臭気指数

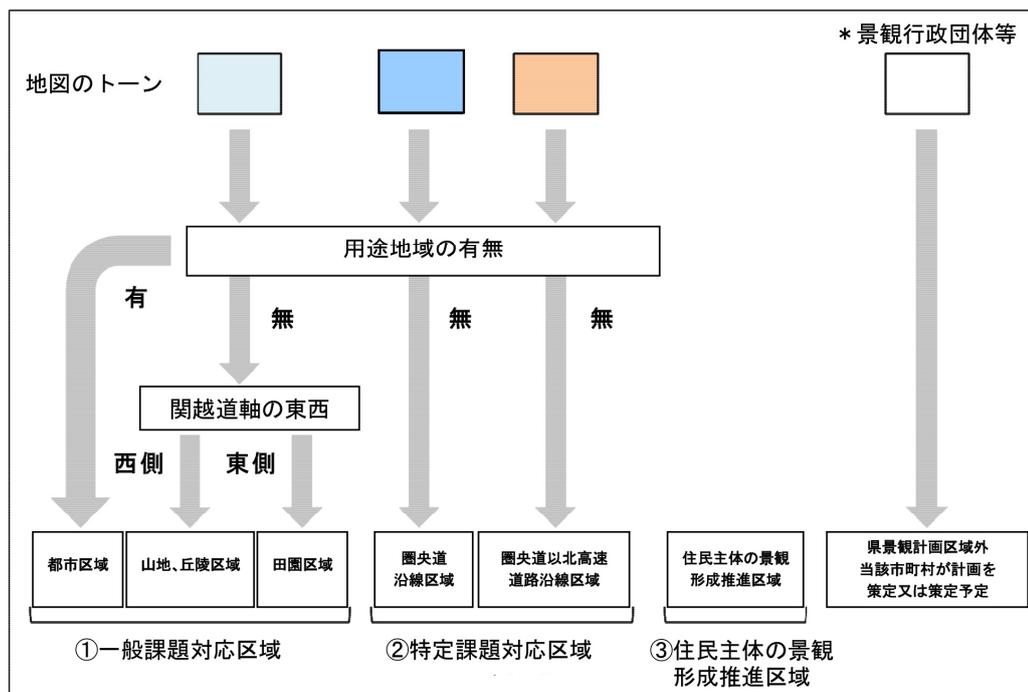
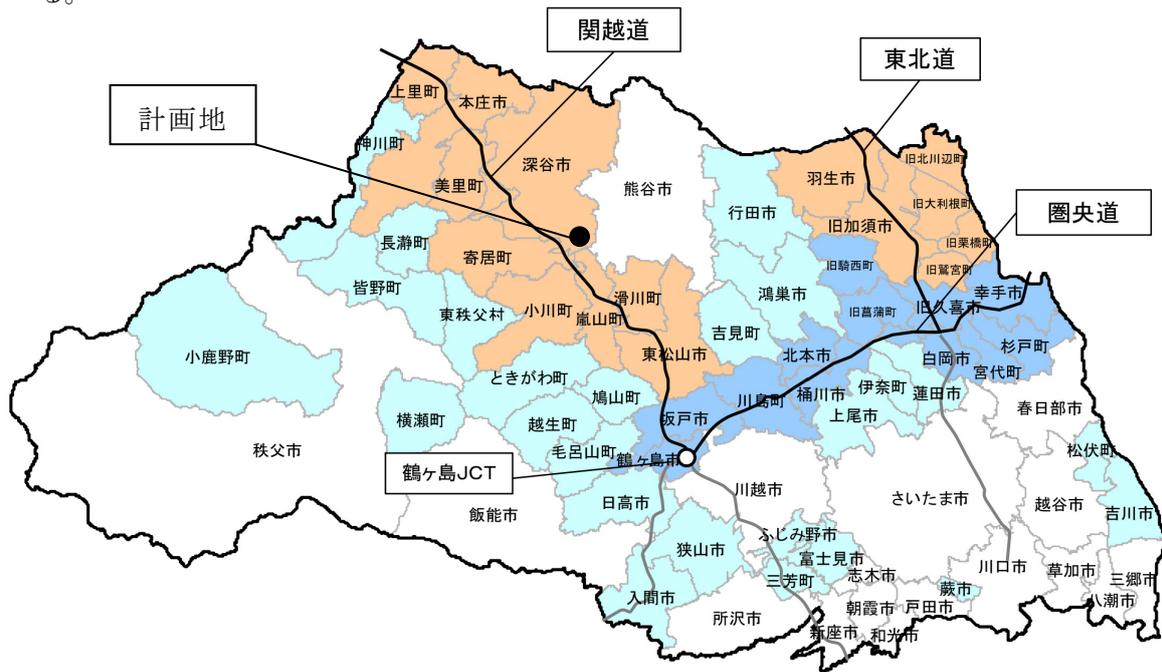
L: 法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)

(8) 景 観

埼玉県では、「景観法」に基づき、地域の特性を生かした景観形成を進めるため「埼玉県景観条例」(平成 19 年 7 月埼玉県条例第 46 号)を制定し、「埼玉県景観計画」(平成 19 年 8 月 31 日告示、平成 28 年 3 月 29 日変更告示、平成 28 年 4 月 1 日施行)を策定している。「埼玉県景観計画」では、埼玉県の全域を景観計画区域に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めている。

なお、熊谷市は、「熊谷市景観条例」(平成 21 年 9 月 29 日条例第 32 号)に基づき「熊谷市景観計画」(平成 31 年 4 月改訂)を策定しており、市全域が景観計画区域に指定されている。



出典:「埼玉県景観計画」(平成 28 年 4 月 1 日施行、埼玉県)

図 5.1.7-7 埼玉県生活環境保全条例規制地域

## (9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年、法律第 137 号)において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、令和 3 年 3 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、令和 3～7 年度を計画期間とし、「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」を目指す方向性に掲げ、具体的には令和 7 年度の目標値を設定し、「3R の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンスの強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」を 4 つの柱として施策を展開することとしている。

計画地が位置する深谷市では、「深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成 18 年 1 月 1 日条例第 155 号)により、市、市民及び事業者の責務を定めている。

## (10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号、令和 3 年 6 月改正)において、特定排出者(温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号、平成 30 年 6 月改正)において、エネルギー使用者の努力として、「エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。」とされている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより低炭素社会の実現により良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 年 3 月 31 日条例第 9 号)を制定している。また、令和 2 年 3 月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)」を策定し、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス削減目標(2013 年度比 26%削減)を示すとともに、将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。

計画地が位置する深谷市では、平成 26 年 3 月に「深谷市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)」を策定し、令和 4 年度を目標年として、深谷市及び深谷市教育委員会が行う事務及び事業(指定管理者管理施設も含む)について地球温暖化対策や省エネルギーに向けた取組を推進している。

(11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 5.1.7-33 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 5.1.7-33 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全体法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	○	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全体法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		県指定鳥獣保護区	×	○	
		特別保護地区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域(鉛散弾)		×	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	ラムサール条約	
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	○	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○		
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地 利用 関連	市街化調整区域	×	×	都市計画法	
	農用地区域	×	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画対象民有林	×	○	森林法	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	深谷市文化財保護条例
			-	○	熊谷市文化財保護条例
			-	×	嵐山町文化財保護条例
			-	×	寄居町文化財保護条例
			-	×	小川町文化財保護条例
景観 保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域		○	○	埼玉県景観条例
			-	○	熊谷市景観条例

注) 調査対象地域: 計画地周辺 3km の範囲